

一、労働立法の制定促進

現下労働運動の焦眉の念は労働立法の制定を促進することである。これがための従来の運動をより統一合理化し、急進に具現に努力すべきである。

二、日本労働組合会議の擴充

日本労働組合会議が名實共に日本に於ける労働運動の中樞となりつゝあることは疑ふべくもない。經濟的行詰りが深刻化し、各種の革新の氣運が擡頭すると共にその傾向は愈々強まるであらう。日本労働組合会議の線に沿ふ運動により精力的となると共に、それが支柱をなす覺悟が必要である。

三、労働組合戦線統一の具體化

日本労働組合会議の結成と共に戦線の統一は數歩前進したが、まだ残された分野は廣い。次の一步は組合會議加盟團體の合同統一、産業別整理の促進からはじめられなければならない。

四、組合と政黨との連繫

闘争を政治的に展開することは益々必要になつて来る。大にしては日本労働組合會議と社會大衆黨との間に於ける共同委員會の設置、小にしては社會大衆黨に對する積極的支持の方針を強化すべきである。政黨中立、政治的無關心の傾向に對しては出来るだけ克服して行かねばならぬ。

五、ファツショ、日本主義労働運動對策

ファツショ反對は勿論、日本主義の名にかくれて御用組合を糾合し、健全なる労働運動を阻害せんとする運動に對しては、積極的に戦ふべきである。唯その闘争は従来の如く機械的觀念的でなく、實質的であらねばならぬ。

六、農村運動との提携

農村恐慌の深刻化、農村工業化の運動と共に、農村運動と労働運動との連繫は愈々切實となつて来た。これを積極的に進めることは現下の急務である。

七、争議統制政策の採用

インフレーションの行詰りと共に、一九三五年度に於ては守勢的の争議發生の傾向ありと見なければならぬ。争議に對して従来の自然發生、放任主義の態度を捨て、現實的效果を收めると云ふ見地の下に一定の統制方針を採るべきである。

三、組合内部行政の要綱

一、産業別整理の促進

産業別委員會を充實し産業別整理を促進す

二、共済、事業等建設的施設の実施

多年の懸案たる組合の建設的方面たる共済、事業施設を立案實施す。

三、争議金庫制度の確立

争議金庫制度の實施は既に前年度大會に於て決定せられてゐるのであるが、不幸本年度に於ては充分の實施を見るに至らなかつた。一九三五年度に於ては是非とも實施せねばならぬ。

四、教育機關の充實

機關紙、パンフレットは勿論、定期的なる學校講習會等の開催に於いて組合員大衆の教育を充實す

五、人的結合の強化

指導者相互は勿論、組合員大衆の人的結合を強める。